

転出

玉名市から引越される方へ

月 日 受付

これから引越しをされる方は引越しをする前、すでに引越しが終わっている方は、引越し先に住み始めた日の翌日から起算して14日以内本庁1階市民課または岱明・横島・天水支所市民生活課へ転出届を提出してください。

《届出に必要なもの》

■転出後は、新住所に住み始めてから14日以内に転入先の市町村で転入の届出をしてください。

その際は転出証明書またはマイナンバーカードが必要です。

その他必要なものにつきましては、転入先の市町村にお問合せください。

■海外に転出後、将来日本に帰国する予定の方は、帰国時に次のものが必要になりますので、事前にご用意ください。：「パスポート(入国日のスタンプが押印されたもの)」「戸籍謄本」「戸籍附票」(本籍が玉名市の場合不要) マイナンバーカード(お持ちの方)「印鑑(転入する自治体による)」

本人確認書類(有効期限内のもの)を
忘れずにお持ちください！

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード
- ・パスポート ・障害者手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

【上記をお持ちでない場合】

次の中からお持ちください。

- ・健康保険証または資格確認書
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・年金証書 ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

- ・代理人の方が手続きする場合は、委任状が必要です。
- ・各用紙に記入する氏名が自署でない場合等、印鑑が必要になることがあります。
- ・世帯状況等によっては、その他の手続きが必要になる場合があります。

	<input checked="" type="checkbox"/> 下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	担当課
住所・戸籍	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	◎転出の際には手続きは必要ありません。暗証番号が分かる状態で新住所地にお持ちのうえ、お手続きをお願いします。 ・転出予定日から30日または新住所地に住み始めた日から14日を経過した場合、カードが失効します。転入届ができなくなる場合がありますので、新住所地にお問合せください。 ・転出の届出日以降は、コンビニでの証明書発行はできません。	・マイナンバーカード ・玉名市でマイナンバーカードを申請し、受取前に市外に転出された場合、マイナンバーカードの申請は無効となります。 必要な場合、転入先の市町村で再度申請を行ってください。	本庁1階市民課 TEL(0968)75-1116 または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証を持っている	◎印鑑登録証(カード)の返却 ・転出(予定)日以降は登録が抹消されますので、証明書の発行はできません。 ・必要な場合は、新住所地で登録申請をしてください。	・印鑑登録証	
保険・年金	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している(社会保険等に加入していない)	◎国民健康保険証または資格確認書の返却 ・学生や施設等に入所される方は、玉名市の国民健康保険を継続する場合がありますので、ご相談ください。 ◎国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証または資格確認書の返却・負担区分等証明書の発行(70歳から74歳までの方)→新住所地にお持ちください。	・転出される方全員分の国民健康保険被保険者証または資格確認書 ・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証または資格確認書(70歳から74歳までの方)	本庁1階 保険年金課 TEL(0968)75-1117 または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入している	◎後期高齢者医療被保険者証または資格確認書の返却 ◎負担区分等証明書の発行(県外に転出される方)→新住所地にお持ちください。 ・75歳以上(障害認定者は65歳以上)の方が対象です。	・後期高齢者医療被保険者証または資格確認書	
	<input type="checkbox"/> 国民年金を受給している	◎手続きは、転入先市町村でおたずねください。 ・厚生年金等被保険者証(第2号)・厚生年金等の被扶養配偶者(第3号)は、勤務先で手続きをしてください。		
介護	<input type="checkbox"/> 介護保険証 負担割合証 を持っている 限度額認定証	◎介護保険被保険者証の返却 ◎介護保険負担割合証の返却(要介護認定を受けている方) ・施設等に入所される方は、玉名市の被保険者を継続する場合があります。 被保険者証は後日送付いたします。	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・負担限度額認定証	本庁1階 高齢介護課 TEL(0968)75-1339 または 各支所市民生活課
障がい	<input type="checkbox"/> 障害者手帳・自立支援医療受給者証等をもっている	◎手続きは必要ありません。 ・新住所地で、手帳・受給者証をお持ちのうえ、手続きをしてください。		本庁1階 総合福祉課 TEL(0968)75-1121 または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証をもっている	◎障害福祉サービス受給者証の返還	・障害福祉サービス受給者証	
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給資格者証をもっている	◎受給者証の返却 ・施設等に入所される場合は、受給資格を継続する場合があります。	・重度心身障害者医療費受給資格者証	
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給している	◎手続きは必要ありません。 ・新住所地で、住所変更の手続きをしてください。	総合福祉課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
	<input type="checkbox"/> 障害児福祉手当/特別障害者手当/経過福祉手当を受給している	◎手続きは必要ありません。 ・新住所地で、住所変更の手続きをしてください。	総合福祉課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
税	<input type="checkbox"/> 固定資産を持っている	◎住所変更の手続き ・住所変更の手続きが必要です。		本庁1階 税務課 TEL(0968)75-1114

	<input checked="" type="checkbox"/> 下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	担当課
児童手当など	<input type="checkbox"/> 児童手当を受給している	◎児童手当の受給事由消滅届の提出等の手続き ◎新住所地への連絡票の発行 ・新住所地では、転出予定日の翌日から、15日以内に手続きをしてください。	・普通預金通帳(申請者) ・マイナンバーがわかるもの(申請者及び配偶者)	本庁1階 子育て支援課 TEL(0968)75-1120 または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 18歳年度末までの子ども	◎子ども医療費助成の資格喪失の届出	・子ども医療費受給者証	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の資格を持っている	◎児童扶養手当の転出または喪失の手続き	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成の資格を持っている	◎ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失の手続き	・ひとり親家庭等医療費等受給者証	
子育て	<input type="checkbox"/> ・現在、在園している保育園・認定こども園に、翌月以降も在園したい	◎子育て支援課にご相談ください。	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	保健予防課(玉名市保健センター) TEL(0968)72-4188
	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳を持っている	◎妊婦健康診査受診票、乳幼児健診については、新住所地でお問合せください。 ・他市町村発行の母子健康手帳は、そのまま使用できます。住所はご自身で訂正してください。	・転入前市町村の母子健康手帳 ・転入前市町村の妊婦健診等受診票	
	<input type="checkbox"/> 定期予防接種(無料)を受ける	◎手続きは必要ありません。 ・新住所地でお問合せください。		
小中学校	<input type="checkbox"/> 玉名市立の小中学校・中学校から転校する	◎転学通知書の発行 ・玉名市では市立小中学校とも住所地によって校区が決まっています。特別な事情により、校区外の学校は通学を希望する場合は、ご相談ください。		本庁2階 教育総務課 TEL(0968)75-1133
その他	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)／小児慢性特定疾病医療費の受給者証を持っている	有明保健所へお問い合わせください。	有明保健所へお問い合わせください。	有明保健所 TEL(0968)72-2184
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っている	手続きは必要ありません。 ・新住所地で手続きをしてください。		本庁2階 環境整備課 TEL(0968)75-1118 または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 引越しに伴い、水道を使用しなくなる	◎水道使用中止の届出 ・インターネット(市のホームページ)及び玉名市公式LINEからも手続きできます。		本庁2階 上下水道総務課 TEL(0968)75-1140 または 水道お客様センター TEL(0968)72-2105
	<input type="checkbox"/> 下水道／農業集落排水／公共浄化槽(天水地区)を使用している	◎公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届／農業集落排水処理施設使用休止(廃止)届／浄化槽使用(開始・休止・廃止・再開)届の提出 ・玉名市公式LINEからも手続きできます。 ・上水道と同時使用であれば下水道の手続きの必要はありません。		
	<input type="checkbox"/> 個人設置型浄化槽を使用している	◎浄化槽使用休止届の提出		本庁2階 上下水道工務課 TEL(0968)75-1144

※各支所の連絡先は下記のとおりです。

岱明支所 市民生活課 TEL (0968)57-1111
 横島支所 市民生活課 TEL (0968)84-3111
 天水支所 市民生活課 TEL (0968)82-3111